

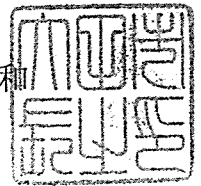
大田市告示第 48 号

地 籍 調 査 の 実 施 の 告 示

国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 4 条の規定により適用される国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、島根県知事が令和 3 年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 28 日

大田市長 楫野弘和



1 調査を実施する者の名称

大田市

2 調査地域

久手⑩

3 調査期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで